

作業員名簿

(年 月 日作成)

記入例

事業所の名称
・現場ID _____
所長名 _____

本書面に記載した内容は、作業員名簿として安全衛生管理や労働災害発生時の緊急連絡・対応のために元請負業者に提示することについて、記載者本人は同意しています。

一次会社名
・事業者ID _____

社印不要

(次)会社名
・事業者ID _____

| | |
|-----------|-------|
| 元請 確認欄 | |
| 提出日 | 年 月 日 |

データの入力規則:リスト[現,作,女,未,主,職,安,能,再,習,就,1特]から選んでください

| 番号 | ふりがな | 職種 | ※ | 生年月日 | 健康保険 | 建設業退職金 共済制度 | 教育・資格・免許 | | | 入場年月日 | |
|----|----------|------|---|-----------|---------|----------------|-----------------|---------------|------|-------|---------------|
| | 氏名 | | | 年齢 | 年金保険 | | 中小企業退職金 共済制度 | 雇入・職長 特別教育 | 技能講習 | 免許 | 受入教育 実施年月日 |
| 1 | なかむら あきら | 空調設備 | 現 | 平成2年5月25日 | 管工業健康保険 | | | | | | 年 月 日 |
| | 中村 明 | | | 32歳 | 厚生年金 | | | | | | 2136 |
| | | | | 年 月 日 | | | | | | | 年 月 日 |
| | | | | 歳 | | | | | | | 年 月 日 |
| | | | | 年 月 日 | | | | | | | 年 月 日 |
| | | | | 歳 | | | | | | | 年 月 日 |
| | | | | 年 月 日 | | | | | | | 年 月 日 |
| | | | | 歳 | | | | | | | 年 月 日 |
| | | | | 年 月 日 | | | | | | | 年 月 日 |
| | | | | 歳 | | | | | | | 年 月 日 |
| | | | | 年 月 日 | | | | | | | 年 月 日 |
| | | | | 歳 | | | | | | | 年 月 日 |
| | | | | 年 月 日 | | | | | | | 年 月 日 |
| | | | | 歳 | | | | | | | 年 月 日 |

(注) 1. ※印欄には次の記号を入れる。

- (現) …現場代理人
 (作) …作業主任者 ((注) 2.)
 (女) …女性作業員
 (未) …18歳未満の作業員
 (主) …主任技術者
 (職) …職 長
 (安) …安全衛生責任者
 (能) …能力向上教育
 (再) …危険有害業務・再発防止教育
 (習) …外国人技能実習生
 (就) …外国人建設就労者
 (1特) …1号特定技能外国人

(注) 2. 作業主任者は作業を直接指揮する義務を負うので、同時に施工されている他の現場や、同一現場においても他の作業個所との作業主任者を兼務することは、法的に認められていないので、複数の選任としなければならない。

※事業所ID、現場ID、技能者IDは建設キャリアアップシステムに登録されている場合のみ記載してください

(注) 3. 各社別に作成するのが原則だが、リース機械等の運転者は一緒でもよい。

(注) 4. 資格・免許等の写しを添付することが望ましい。

(注) 5. 健康保険欄には、左欄に健康保険の名称(健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険)を記載。上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である等により、国民健康保険の適用除外である場合には、左欄に「適用除外」と記載。

(注) 6. 年金保険欄には、左欄に年金保険の名称(厚生年金、国民年金)を記載。各年金の受給者である場合は、左欄に「受給者」と記載。

(注) 7. 雇用保険欄には右欄に被保険者番号の下4けたを記載。(日雇労働被保険者の場合には左欄に「日雇保険」と記載)事業主である等により雇用保険の適用除外である場合には左欄に「適用除外」と記載。

(注) 8. 建設業退職金共済制度及び中小企業退職金共済制度への加入の有無については、それぞれの欄に「有」又は「無」と記載。

(注) 9. 安全衛生に関する教育の内容(例:雇入時教育、職長教育、建設用リフトの運転の業務に係る特別教育)については「雇入・職長特別教育」欄に記載。

(注) 10. 建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格(例:登録〇〇基幹技能者、〇級〇〇施工管理技士)を有する場合は、「免許」欄に記載。

(注) 11. 記載事項の一部について、別紙を用いて記載しても差し支えない。